



# 行政茨城

2010.3 Gyosei Ibaraki No.190

茨城県行政書士会

茨城県水戸市笠原町978番25  
茨城県開発公社ビル5階





## 行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
  - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
  - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
  - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
  - 五、行政書士は相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



行政茨城 2010.3 No. 190

# CONTENTS

ご挨拶	2
通知・通達	3
事業	14
○総務部 ○企画・開発部 ○業務研修部 ○IT推進部	
支部だより	34
○水戸支部 ○県南支部 ○県西支部 ○県北支部 ○鹿行支部	
政治連盟ニュース	43
会員	44
○新入会員の紹介 ○退会された会員 ○ご逝去された会員 ○変更届	
○補助者の動静 ○会員の御見舞 ○家族の動静	
事務局日誌・通信後記	47
お知らせ	48

## 御 挨 拶



### しっかり総括、確実に実行！

茨城県行政書士会会長 國 井 豊

桜見が楽しい季節となりました。

会員の皆様には、ご健勝にてご活躍のことと拝察いたします。

日頃は会運営に対し、力強いご理解ご協力を賜り、本当にありがとうございます。この場をお借りし、厚く御礼申し上げます。

早いもので、新年度に入ります。今期の執行をしっかりと総括し、事業計画を策定しなければなりません。総会においてお示ししたとおり、運営の基本方針として、情報公開や説明責任を徹底させ、効率性を重視した成果の見える執行を心がけてまいりました。いかがお感じになりますか。率直なご批評を伺いたいと思います。皆様からご覧になれば、足らざる点やご意見ご要望等、数多く存在すると思います。そうしたお一人おひとりの声を真摯に受け止め、決意新たに活動を展開する所存です。ご支援ご協力の程、お願い申し上げます。

主な事業執行を振り返りますと、会運営の2本柱、職域の確保拡大と能力担保につきましては、概ね計画通りの進捗をみる事が出来ました。県や市町村、商工会議所等公的機関との連携強化による法定業務の充実や、新規業務開拓の模索、申請取次委員会の設置等、時代に即した対応を試みました。また、行政書士の地位向上のための社会貢献、成年後見人制度への参入は、研修会の充実による担い手の育成、社会の要請に応える活動を行いました。さらにADRは栃木、群馬と連携した北関東ADR協議会を再開させ、発展的に活用することで、新年度内の認証をめざす方向性が確認されました。こうした取り組みは、会員の皆様のご理解ご協力が不可欠であり、新ホームページ等を活用し、逐次情報開示に傾注することで、双方向の運営を行ってまいりたいと考えております。

一方で、能力担保は業務受託や地位向上のための必要条件であり、補助者研修の新設をはじめ、既存の研修も、これまで以上に厚みを増した展開を試みました。今後もこの勢いを一層加速させ、時宜を得た研修プログラムを確立するとともに、研修の受講が、内外にオーソライズされるような仕組みも検討してまいります。

これら2つの業務の促進剤となる他の業務につきましても、円滑に推進させていただきました。広報月間や通年の無料相談会の開催をはじめ、支部との連携によって、可能な限り制度のPRに努めました。特にラジオや新聞等のメディアの活用は、予算の範囲内で積極的に行いました。新年度、県庁周辺等への広報看板の設置、ITの充実発展、メディアの有効利用を前向きに検討いたします。また、監察機能の強化を図り、非行政書士排除を徹底させることで、職域を守ります。

ところで、前執行部に改善が図られました各規程や規約の整備、事務局体制の強化、会員に対する苦情処理や会費未納対策機能の確立、法令順守の徹底は、執行部一丸となって対策を講じました。引き続き、成果をあげてまいります。

あれもしたい、これもしなければ、思い巡らすこと数多くあります。しかし、千里の道も一歩から。皆様と心をついに、着実に歩んでいきたいと思っております。

日行連発第1416号  
平成22年2月26日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会  
会長 北山 孝次  
総務部長 怡土 利光

## コンビニエンスストアでの住民票等交付における取扱い等について(お願い)

標記の件につきまして、コンビニエンスストア(注)での住民票等の交付サービスが先行実施団体である東京都渋谷区、三鷹市及び千葉県市川市において、平成22年2月2日から開始されており、今後、3月中に首都圏近郊(関東・福島・山梨)、5月下旬には全国でのサービス拡大を予定されていることが、総務省より報告されております。

今般コンビニエンスストアで発行される住民票等は、A4サイズの普通紙に印刷され、裏面に偽造や改竄を防止する技術が利用されているもので、通常の市区町村窓口で発行される証明書とは様式が異なっております(別添の証明書等見本をご確認ください)。

当該住民票等が「住民票等」であることには変わりはありませんので、クライアントより提示・提供された場合につきましても、従前の住民票等と同様の取り扱いができます。

なお、本通知内容につきましては月刊日本行政にも掲載する予定でありますが、貴会におかれましても各会員に混乱が生じないように、周知方にご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(注)

- ・対象コンビニエンスストア  
当面は準備の整った「セブン-イレブン」にて実施。(他のコンビニ事業者等についても準備が整い次第、実施される予定。)
- ・利用時間  
午前6時30分～午後11時
- ・今後の展開  
総務省は来年度以降、全国的に参加団体の増加を期待しており、積極的な呼びかけを行うとのこと。

以上

【参考】

### ○総務省からの提供資料

- ・パンフレット「住民票の写し・印鑑登録証明書をコンビニエンスストアで取得できるようになります。」
- ・住民票、印鑑登録証明書見本

### ○総務省ホームページ内

- ・コンビニエンスストアのキオスク端末による証明書等の交付(コンビニ交付)が始まります。  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/22772.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/22772.html)

### ○住民基本台帳カード総合情報サイト内

- ・概要編 [http://www.juki-card.com/img/gaiyo\\_panfu.pdf](http://www.juki-card.com/img/gaiyo_panfu.pdf)
- ・詳細編 [http://www.juki-card.com/img/syosai\\_panf.pdf](http://www.juki-card.com/img/syosai_panf.pdf)

21つくば開指第99号  
平成22年3月1日

(社) 茨城県建築士会長 様  
(社) 茨城県建築士事務所協会長 様  
(社) 茨城県宅地建物取引業協会長 様  
(社) 全日本不動産協会茨城県本部長 様  
茨城県行政書士会長 様

つくば市都市建設部長

つくば市開発審査会「包括承認基準6」「提案基準4」の廃止について（通知）

このことについて、つくば市「包括承認基準6」及び「提案基準4」を基準に記載しているとおりの廃止とするので通知します。

つきましては、許可申請書の提出期限を別紙のとおりとしますので、各会員に通知願います。

連絡先：つくば市都市建設部建築指導課開発指導室  
029-836-1111

**包括承認基準6及び提案基準4が廃止となります**

標題の期限日については、基準の中に記載されているとおり、平成22年5月17日を以て廃止となります。よって、申請締切日は以下のとおりとなります。

**包括承認基準6**（既存宅地延伸措置による住宅を建築するための許可）

- ・ 43条許可申請 4月16日（金）まで  
（許可後、確認申請及び建築工事に着手することが前提となっているため上記の期限とします。）
- ・ 謄本地目が畑のまま、農地転用の必要がある場合は、3月25日（木）までに農地転用申請を行ってください。

**提案基準4**（包括承認基準6の該当地を宅地分譲するための許可）

- ・ 事前相談 3月10日（水）頃まで
- ・ 事前協議 3月12日（金）まで
- ・ 29条許可申請 4月9日（金）まで
- ・ 開発審査会予定日 4月28日（水）
- ・ 許可日 4月28日以降

日行連発第1473号  
平成22年3月8日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会  
会長 北山 孝次  
第一業務部  
部長 野崎 清好

### 税制改正による自動車重量税の一部変更について

通常国会において、自動車重量税の税額を一部変更する平成22年度税制改正法案の国会審議が行われております。

当該法案が成立した場合における税率の引き下げ等について、国土交通省自動車交通局自動車情報課より資料提供がありましたので、ご案内いたします。

(※現時点では、重量税関連法案の年度内可決が確定したものではありません。)

各単位会におかれましては、所属会員への周知方についてご協力いただけますようお願いいたします。

### 記

#### ○添付資料

- ・「自動車重量税に関するお知らせ」(国土交通省自動車交通局自動車情報課)

以上

## 自動車重量税に関するお知らせ

現在、自動車重量税の税額を一部変更するための税制改正法案が国会で審議されています。

現在、国会において審議中の平成22年度の税制改正法案が成立した場合には、自動車重量税について、平成22年4月1日より、当分の間の措置として、下記のとおり、税率の引下げが行われる予定です（一部については現行の税率が維持されます。）。また、昨年4月から施行されているエコカー減免制度（環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税及び自動車取得税の免税又は減税）については、継続される予定です。（改正時期及び内容については、国会において決定されます。）

### 新車新規登録の例（乗用車・自家用・3年）

（単位：円）

区分 車両重量	エコカー減免制度適用			エコカー減免 制度適用なし
	免税	75%減	50%減	
0.5トン超 ～1トン以下	免 税	7,500 (9,400)	15,000 (18,900)	30,000 (37,800)
1トン超 ～1.5トン以下		11,200 (14,100)	22,500 (28,300)	45,000 (56,700)
1.5トン超 ～2トン以下		15,000 (18,900)	30,000 (37,800)	60,000 (75,600)

※上段は改正後の税率、括弧書きは現行の税率です。

### 中古新規登録・継続検査の例（乗用車・自家用・2年）

（単位：円）

区分 車両重量	エコカー減免制度適用			エコカー減免制度適用なし		
	免税	75%減	50%減	次世代	減免なし	18年経過
0.5トン超 ～1トン以下	免 税	5,000 (6,300)	10,000 (12,600)	10,000	20,000 (25,200)	25,200
1トン超 ～1.5トン以下		7,500 (9,400)	15,000 (18,900)	15,000	30,000 (37,800)	37,800
1.5トン超 ～2トン以下		10,000 (12,600)	20,000 (25,200)	20,000	40,000 (50,400)	50,400

※1. 上段は改正後の税率、括弧書きは現行の税率です。

- 「次世代」は、電気自動車、ハイブリッド自動車（一定の性能要件を満たすもの）等の次世代自動車を言います。
- 「18年経過」は、原則として初度登録年月から17年11箇月以後に自動車検査証の交付・返付を受ける自動車の対象となります（ただし、「次世代」自動車は除外されます）。

平成22年 3月10日  
東京入国管理局

茨城県行政書士会 様

受理窓口における保険証提示の取扱いについてのお知らせ

本年4月1日以降、東京入国管理局(管下出張所を含む)において在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請される申請本人に対しは保険証の提示を求めることとなります((注) 保険証を提示できないことで在留資格の変更又は在留期間の更新を不許可とすることはありません。)

しかし、法定代理人、申請取次者等申請本人以外の方が申請書を提出する場合は保険証の提示は求めないこととします(保険証の写し等の提示も必要ありません。)

申請本人から保険証の提示がなかった場合(未加入、不持参(失念、提示の不知)、提示拒否等の理由を問わず、結果として保険証を提示されなかった方)には、厚生労働省作成のリーフレット「社会保険制度加入のご案内」を配付します。

なお、今回の受理窓口における取扱いは、平成21年3月31日付け閣議決定に基づき、社会保険への加入促進への協力として行っているもので、よろしくお願ひします。

産廃第1332-5号  
平成22年2月15日

日本行政書士会連合会  
会長 北山孝次 様

埼玉県環境部長

産業廃棄物収集運搬業に係る申請・届出窓口の変更について

日頃から廃棄物行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本県では、5か年計画「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」を着実に進めるため、施策の選択と集中、施策を実施する体制の効率化を徹底した組織づくりを進めているところです。

そこで、これまで各環境管理事務所が行っていた産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）及び特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の申請・届出の受付につきましては、平成22年4月1日より当課に集約化されることとなります。

つきましては、大変お手数ですが別紙チラシにより、貴会会員に広く周知していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、当課審査担当又は各環境管理事務所までおたずねください。

記

別紙

○A4判チラシ

「平成22年4月1日から産業廃棄物収集運搬業に係る申請・届出窓口が変わります！」

（上記チラシは、当課ホームページ  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/shinsa/syuuyaku/syuuyaku-annai.pdf>  
よりダウンロードできます。）

【連絡先】埼玉県環境部産業廃棄物指導課審査担当  
TEL：048-830-3133

平成22年4月1日から  
産業廃棄物収集運搬業に係る  
申請・届出窓口が変わります！

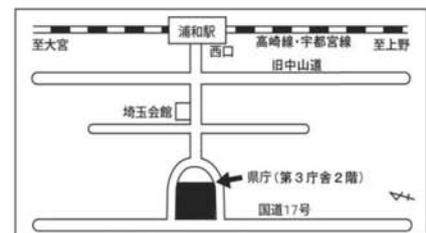


## 変更点

- ・これまで県内7か所の環境管理事務所で行っていた、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の積替え保管を除く許可（変更許可、更新許可も含む。）の申請窓口が産業廃棄物指導課収集運搬業担当に集約されます。
- ・上記許可に係る変更届等の届出書の提出先も産業廃棄物指導課収集運搬業担当に集約されます。



●産業廃棄物指導課収集運搬業担当  
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（第3庁舎2階）



高崎線・宇都宮線浦和駅徒歩10分

※以下の許可については、今までと同じ窓口です。

- ・産業廃棄物指導課審査担当が窓口となるもの。
  - （特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）の新規、変更許可
  - （特別管理）産業廃棄物中間処分業の新規、変更許可
  - 産業廃棄物最終処分業の新規、変更、更新許可
  - 産業廃棄物処理施設の設置、変更許可
- ・事業地を管轄する環境管理事務所が窓口となるもの。
  - （特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）の更新許可
  - （特別管理）産業廃棄物中間処分業の更新許可
  - （特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）以外の許可に関する各種届出



こんなときはどうしたらいいの？

- Q 1. 収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可期限が平成22年4月になっているが、申請の予約はどうすればいいか？
- A 1. これまで更新許可申請の際には許可期限の概ね2か月前から事前に電話で予約をお願いしていましたが、今後も事前予約をお願いします。3月中に申請を予定されている方は、今までどおり、環境管理事務所が受付窓口となります。平成22年4月以降に申請を予定されている方は、産業廃棄物指導課審査担当へ電話し、予約を行ってください。
- Q 2. 当社は収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可を有しているが、平成22年4月以降に車両の追加を予定している。変更届の提出はどうすればよいか？
- A 2. 収集運搬業（積替え保管を除く。）に係る届出の受付窓口も県庁産業廃棄物指導課になります。届出書の提出については、郵送での提出のほか、窓口持参（予約は必要です。）での提出も可能です。ただし、許可証の書換えを伴う変更届（例えば法人代表者の変更等）については、書換え後の許可証を返送する必要があるため、郵券を貼付した封筒を同封してください。
- Q 3. 当社は処分業の許可と収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可を有している。代表者が変更になった時に変更届を提出するのは、環境管理事務所になるのか、産業廃棄物指導課になるのか？また、処分業または収集運搬業のいずれか1つに係る変更届を提出する際には、環境管理事務所へ提出すればよいか？
- A 3. 代表者変更のように処分業、収集運搬業の両方の許可に係る変更届については、環境管理事務所又は産業廃棄物指導課のいずれかに提出していただければ、結構です。中間処分業の保管施設の面積変更や収集運搬業の車両の追加など、それぞれの許可特有の変更事項の届出は、その事務を所管する環境管理事務所又は産業廃棄物指導課に届出を行ってください。

## 窓口一覧

※県庁へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

事務所名	所在地	TEL・FAX
中央環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5（浦和合同庁舎3階）	TEL: 048-822-5199 FAX: 048-822-5139
西部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒350-1124 川越市新宿町1-1-1（川越地方庁舎2階）	TEL: 049-244-1250 FAX: 049-246-7885
東松山環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒355-0024 東松山市六軒町5-1（東松山地方庁舎2階）	TEL: 0493-23-4050 FAX: 0493-23-4114
秩父環境管理事務所 生活環境担当	〒368-0042 秩父市東町29-20（秩父地方庁舎2階）	TEL: 0494-23-1511 FAX: 0494-23-6679
北部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒360-0031 熊谷市末広3-9-1（熊谷地方庁舎3階）	TEL: 048-523-2800 FAX: 048-526-3949
越谷環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82（越谷合同庁舎3階）	TEL: 048-966-2311 FAX: 048-966-5600
東部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当	〒345-0025 北葛飾郡杉戸町清地5-4-10	TEL: 0480-34-4011 FAX: 0480-34-4785
環境部産業廃棄物指導課 審査担当	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（県庁第3庁舎2階）	TEL: 048-830-3133 FAX: 048-830-4774
環境部産業廃棄物指導課 収集運搬業担当 （積替え保管を除く許可）	同上	TEL: 3月末までは 審査担当へご連絡 ください。 FAX: 審査担当と同じ

# 新春交流会 ー大きな反響

200名を超える出席者のもと盛大に開催  
平成22年 2月22日(月) 2時22分スタート



ユーモアの中でも核心に迫った  
誰もが感動した御講演



交流会で挨拶する國井豊会長



丸山先生、高玉埼玉会長（日行連会長代理）國井会長による（会の発展を願って力強く）パンザイ三唱



丸山先生直々に引当5名の皆さんに先生の色紙が贈られた



司会者として活躍された木村司会員、大庭孝志会員



## 「丸山和也先生」に感謝！

副会長 嶋田 広一

弁護士として、国会議員として、アスリートとして、豊富な経験に基づく魅力ある御講演でした。感謝申し上げます。その中に「後天的成功」というお話がありました。若いうちから自らの仕事に才能を発揮して成功を納める者はごく一部、多くの者は少しずつ（1%）の積み重ねで最後に認められる、最後（1%）まで続けることが肝要であろうという旨。これが御講演のテーマ「1%の挑戦」ということでしょうか。私たちは、日々業務の中、常に悩むものです。これでいいのか、この道でいいのか…。これで迷うことなく進んで行ける気がいたします。更なる行政書士制度の推進を図りながら、それぞれの地域で「行列のできる行政書士事務所」を目指して日々精進、1%の挑戦を重ねてまいりたいと思います。丸山先生のますますのご活躍を念願し、重ねて感謝申し上げる次第です。



丸山先生に謝辞を述べる嶋田広一副会長



# 総務部

## 活動状況報告

### 平成22年1月23日(土)・2月12日(金)総務部会開催される。

午後1時30分～午後5時30分

出席者 國井会長・新井副会長・雨貝部長・森田副部長・川澄部員・小野村部員

議題 2月22日開催の新春交流会について

- ・当日の進行及び役割分担等の確認作業

### 平成22年1月29日(金)正副会長・部長・総務部・支部長合同会開催される。

午後2時～5時

議題 事務局体制について

- ・平成21年9月24日開催の第3回理事会にて承認された就業規程に基づき事務局職員の変動（白土事務局長が平成22年3月31日退職）を全員一致で確認した。
- ・より良い事務局体制確立について、具体的に方法論の取りまとめを確認した。  
（仮称）事務局在り方検討委員会の設立

### 平成22年2月27日(土)・3月3日(水)部会開催される。

午後1時30分～5時30分

出席者 國井会長・新井副会長・雨貝部長・森田副部長・川澄部員・小野村部員

議題 事務局職員について

- ・連合茨城いきいきユニオンより団交の申し入れがあったので2月16日連合の組合員と称する2名と新井副会長、総務部全員で会った。その結果等を話し合った。

### 平成22年3月10日(水)部会開催される。

午後1時30分～5時

出席者 雨貝部長・森田副部長・川澄部員・小野村部員

議題 平成22年度事業案及び予算案について

- ・3月19日開催予定の正副会長・部長・総務部合同会及び3月26日開催予定の第5回理事会に提出する上記（案）を確認した。



# 企画・開発部

## 活動状況報告

### 1 これまでの活動報告について

#### ①成年後見事業

- ・連合会が進めている成年後見制度一般社団法人の設立について、連合会第二業務部専門委員に就任した安副部長と情報を共有しながら協力していくこととする。
- ・日行連主催の「成年後見研修（2月期）」（2月19日）に出席した。
- ・3月11日に開催された「第6回成年後見基礎研修」において、古川部長及び安副部長が、連合会が進めている成年後見制度一般社団法人の設立に関する説明を行った。

#### ②法務・ADR対策委員会

- ・2月5日に栃木県行政書士会館において北関東ADR協議会が開催され、認証に向けて3県が協力していくことで合意した。
- ・1月25日、26日に開催された中央研修所主催の「ADR機関認証申請研修（1月研修）」に出席した。
- ・2月24日に開催された「関東地方協議会ADR担当者会議」に出席した。
- ・2月25日、26日に開催された中央研修所主催の「ADR機関認証申請研修（2月研修）」に出席した。
- ・3月5日に開催された「北関東ADR協議会」に参加し、研修体制及び認証取得に関し協力していくこと等を協議した。

#### ③申請取次行政書士管理委員会（橋本委員長報告）

- ・12月17日に連合会主催の「国際部門担当者及び申請取次行政書士管理責任者合同会議」に橋本委員長及び大庭副委員長が出席した。
- ・2月9日に第2回の委員会を開催し、実績報告書のとりまとめ等について協議した。

#### ④警察関連業務推進委員会

- ・3月9日に開催された陸運振興財団との「第5回業務打ち合わせ会議」に出席し、職権打刻の方式変更等について協議した。

### 3 平成22年度事業計画及び予算案について

平成21年度の実績を考慮し、各委員会の要望をとりまとめたうえで編成することとした。

以上

## 法務・ADR 委員会

委員長 安 圭 一

### 1. 北関東 ADR 協議会

①平成22年2月5日 宇都宮市の栃木県行政書士会館にて開催され、栃木会、群馬会、茨城会の ADR 担当者による協議会を実施しました。

日行連と日弁連との合意に基づきいわゆる東京会方式での認証取得を目指す単位会が多いなか、三県は独自の分野での ADR 機関認証を目指すことで合意しました。

②平成22年3月5日 宇都宮市の栃木県行政書士会館にて開催され、栃木会、群馬会、茨城会に加え、長野会からも参加者がありました。

長野会は、茨城と同様、関東地方協議会に属する関係から、参考にさせて欲しいとのことでした。ただ、長野会では、東京方式で認証を目指すことで理事会の合意を得ているということでした。しかし、その分野で満足しているということではなく、できれば別の分野（特に相続、離婚）に参入する方法を模索したい、という考えのようでした。

### 2. 「関東 ADR 研究会」の設立について

以上のように、かねてより茨城県・栃木県・群馬県の北関東三県の行政書士会で ADR の有り方に関する協議会を重ねて参りましたが、ADR 機関の認証にむけた本格的な活動を行うべく、3月20日に栃木県行政書士会館において会合を開き、以下のとおり決議致しましたので報告致します。

#### 《合意内容》

- ①趣旨：茨城県会・栃木県会・群馬県会の3県は協同して研究会を設置し、ADR 認証に向け努力していく。
- ②名称：「関東 ADR 研究会」とする。
- ③設立総会：平成22年6月上旬とする。
- ④認証申請について：原則として合同申請を目指すか、状況によっては各県単独申請もあり得る。
- ⑤取扱紛争分野：遺産分割協議、離婚協議
- ⑥認証申請日程：平成22年12月申請を目標に努力していく。
- ⑦研修項目・研究項目・調停員養成研修等：三県で協力する。

3. 法務・ADR 委員会において種々検討した結果、「行政書士業務の延長線上に ADR を位置づける」という考えから、いわゆる東京会方式はとれないと考えております。そこで行政書士が行う必然性のある ADR 機関の設立を目指そうと思っております。そのために、三県で協同することが効率的でもあることから、三県協同の研究会を設立する事になりました。いよいよ認証に向けて稼働することになる訳ですが、何とか平成22年度中に認証まで漕ぎ着けたいと考えております。進捗状況については、随時「行政茨城」及び「掲示板」等で報告して参りたいと考えております。

## 申請取次行政書士管理委員会

委員長 橋本 哲

### 平成22年度研修の内容及び実績報告結果

#### ① 茨城県行政書士会主催の申請取次者等研修の受講方法について

茨城県行政書士会申請取次行政書士管理規程に基づき、平成22年度より茨城県行政書士会申請取次管理委員会主催の研修を受講していただくことが義務化されましたが、その受講方法について多くのご質問をいただきましたので再度確認させていただきます。

取次者等におかれましては、有効期間3年の間に必ず1回の研修を受講していただくこととなりますが、そのタイミングといたしましては、連合会主催の更新手続きのための研修より以前に茨城会主催研修を受講しなければならないものではない、ということを委員会で決定いたしました。

よって連合会主催研修を受講していただいた後、速やかに茨城会研修を受講していただく方法で差し支えないということになります。平成22年度に更新を迎える取次者等に対しましては、当委員会から更新年度であることをお知らせし、更新漏れがないような方策を講じてまいりますので合わせてご報告いたします。

#### ② 平成22年度茨城県行政書士会主催申請取次者等研修の日程について

前期研修は6月8日(火)、後期研修は11月9日(火)を予定しております。場所はいずれも茨城県開発公社ビル3階中会議室です。近くなりましたら、再度詳細をご案内いたします。

#### ③ 申請取次実績報告書の結果の公表及び取次実績の傾向について

本年1月31日で締め切りました、平成21年の取次実績報告の結果がまとまりましたので公表させていただきます。

茨城会の取次者等合計144名に対し、期限内に回答いただいた人数は105名(72.9%)です。期限後に報告があった方が2名、期限内ではありますが平成21年1月から6月までの報告を失念している方が10名おりました。取次実績の傾向を見るためにできるだけ現実に近いサンプルを取りたいと考えておりますので、今後のご協力をお願い申し上げます。

茨城会の取次者等が平成21年に扱った件数は998件です。中でも申請の種別として一番多いのは、在留期間更新手続きで333件です。取次者等が取次を受託する際には、なんらかの方法で既に入国・在留している外国籍者との接触が多いということがわかります。

茨城会の取次者等が平成21年に扱った国は25ヶ国です。やはり本県に在留するトップ5の国々(中華人民共和国、大韓民国、フィリピン、タイ、ブラジル)の外国籍者に対する取次が圧倒的に多い結果となりました。注目したいのは、

〈トップ5ヶ国の永住申請の割合(永住申請件数/総取次件数×100)〉

③ 中華人民共和国	7.56%
② 大韓民国	12.37%
⑤ フィリピン	2.79%
④ タイ	5.74%
① ブラジル	14.63%

となっております。大韓民国とブラジル国籍者の永住傾向が高いことが伺えますが、日本人の配偶者等での在留人数が多いフィリピンとタイに関しましては、行政書士に取次を依頼せず、日本人の配偶者が永住許可申請を行っている可能性が高いということがわかります。トップの中華人民共和国につきましては、この5年で入国・在留人数が増加した国であるため、未だ永住許可要件(就労資格の場合は在留10年かつ就労5年)に該当しない方が多く永住許可申請件数が少ないと考えることができます。ここから予測されることは、これから数年間にわたって中華人民共和国の永住許可申請ブームが起こるということです。これは在留資格認定証明書交付申請件数について中華人民共和国が圧倒的に多いことからわかるように、今後私たち取次者等は、中華人民共和国国籍者の入国、在留、永住に至るまでの手続きに関与していく可能性が高いということが予測されます。

〈トップ5ヶ国の在留資格変更申請の割合(変更申請/総取次件数×100)〉

② 中華人民共和国	14.00%
③ 大韓民国	6.17%
④ フィリピン	5.59%
⑤ タイ	4.10%
① ブラジル	31.70%

中華人民共和国につきましては、「留学」から就労資格への在留資格変更が多いのではないかと想像いたします。ブラジルの場合は定住者(日系人)で就労制限のない方々が多いはずですから、わざわざ就労制限のある在留資格に変更する意図がつかめません。サンプルとしては参考にしないほうが良いのかもしれませんが。最後に茨城県生活環境部国際課が出した平成21年12月現在の「県内外国人登録者数」の速報を添付いたしますのでご参照ください。

## 申請取次実績報告

(平成21年1月～平成21年6月)

申請の種類別 申請者の国籍	在留資格認定証明書	資格外活動許可	変更	更新	在留資格取得	永住	再入国	就労資格証明書	合計
中華人民共和国	56		28	59		14	25	6	188
大韓民国	6		3	15		8	16		48
フィリピン	8		4	24	1	2	13	14	66
タイ	3		2	22	5	4	26		62
ブラジル			39	4	1	5	19	1	69
インド	9			7		1	7	2	26
パキスタン	5			10		1	2		18
ネパール	3	1		1		3	2		10
バングラデシュ	2			1			1		4
スリランカ			1	5			2		8
ベトナム	9		7	3					19
インドネシア				3			2	1	6
マレーシア									0
イラン				1			1		2
台湾				1			1		2
モンゴル									0
イギリス	1						1		2
フランス									0
オランダ									0
オーストラリア									0
アメリカ							1		1
カナダ				5					5
ベルギー								1	1
ロシア			1				1		2
ウクライナ									0
	102	1	85	161	7	38	120	25	539

## 申請取次実績報告

(平成21年7月～平成21年12月)

申請の種類 申請者の国籍	在留資格認定証明書	資格外活動許可	変更	更新	在留資格取得	永住	再入国	就労資格証明書	合計
中華人民共和国	59	2	22	49	1	13	21	2	169
大韓民国	8		2	12		2	9		33
フィリピン	9		4	28	1	2	17	16	77
タイ	2		3	25	1	3	26		60
ブラジル				38		13	3		54
インド	1			3			3		7
パキスタン			1	2	1		2		6
ネパール									0
バングラデシュ									0
スリランカ	1			1		1	1		4
ベトナム	5		1	7					13
インドネシア			1	2	1	1	2	1	8
マレーシア				2			1		3
イラン									0
台湾	1								1
モンゴル	1					1			2
イギリス			1				2		3
フランス							1		1
オランダ	1						1		2
オーストラリア	2						3	1	6
アメリカ				2		1	2		5
カナダ							1	1	2
ペルー				1					1
ロシア									0
ウクライナ							2		2
	90	2	35	172	5	37	97	21	459

## 1 外国人登録の状況

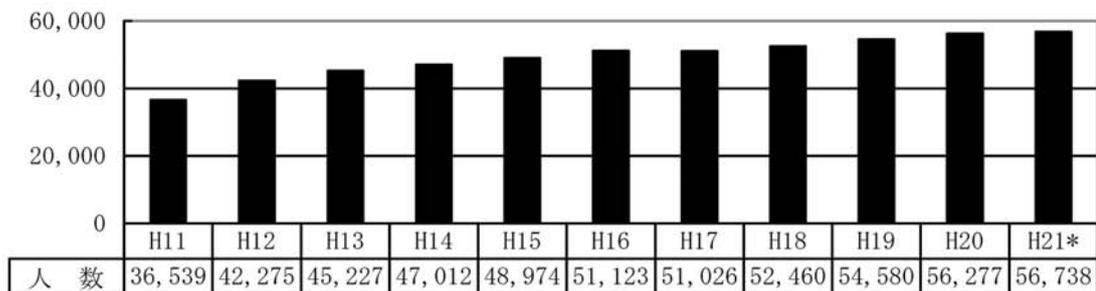
### (1) 県内外国人登録者数

56,738人（平成21年12月末日現在 市町村集計速報値）

- ・141か国（無国籍を除く）
- ・対前年比 +0.8%（461人増）

注）市町村集計速報値：各市町村が各年12月末日現在の外国人登録人員数を法務省に報告する「期報」をとりまとめた数値であり、出国等による登録抹消に係る処理は行われていない。

#### ① 県内の外国人登録者数の推移（法務省「在留外国人統計」：確定値）



\*市町村集計速報値

#### ② 県内の外国人登録者数上位10市町村（市町村集計速報値）

順位	市町村名	人数（人）	構成比	対前年増減数 H21速報値-H20確定値（人）	対前年増減率 増減数/H20確定値
1	つくば市	7,581	13.4%	117	1.6%
2	常総市	4,981	8.8%	△184	△3.6%
3	土浦市	3,656	6.4%	△82	△2.2%
4	水戸市	3,185	5.6%	192	6.4%
5	神栖市	2,918	5.1%	20	0.7%
6	古河市	2,342	4.1%	△82	△3.4%
7	鉾田市	2,224	3.9%	193	9.5%
8	筑西市	2,205	3.9%	△135	△5.8%
9	下妻市	1,985	3.5%	93	4.9%
10	結城市	1,846	3.3%	76	4.3%

#### ③ 県内の外国人登録者数上位10ヶ国（市町村集計速報値）

順位	国籍	人数（人）	構成比	対前年増減数 H21速報値-H20確定値（人）	対前年増減率 増減数/H20確定値
1	中国	15,995	28.2%	813	5.4%
2	ブラジル	9,873	17.4%	△1,557	△13.6%
3	フィリピン	8,414	14.8%	675	8.7%
4	韓国又は朝鮮	5,717	10.1%	△66	△1.1%
5	タイ	4,989	8.8%	△21	△0.4%
6	ペルー	2,094	3.7%	△7	△0.3%
7	インドネシア	1,698	3.0%	187	12.4%
8	スリランカ	983	1.7%	24	2.5%
9	ベトナム	742	1.3%	62	9.1%
10	米国	703	1.2%	58	9.0%

平成18年3月31日  
法務省入国管理局

## 永住許可に関するガイドライン

### 1 法律上の要件

- (1) 素行が善良であること  
法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること
  - (2) 独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること  
日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること
  - (3) その者の永住が日本国の利益に合すると認められること
    - ア 原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する。
    - イ 罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。納税義務等公的義務を履行していること。
    - ウ 現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。
    - エ 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと
- ※ ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、(1)及び(2)に適合することを要しない。また、難民の認定を受けている者の場合には(2)に適合することを要しない。

### 2 原則10年在留に関する特例

- (1) 日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実態を伴った婚姻生活が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上本邦に在留していること。その実子等の場合は1年以上本邦に継続して在留していること
  - (2) 「定住者」の在留資格で5年以上継続して本邦に在留していること
  - (3) 難民の認定を受けた者の場合、認定後5年以上継続して本邦に在留していること
  - (4) 外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者で、5年以上本邦に在留していること。
- ※ 「我が国への貢献」に関するガイドラインを参照して下さい。

[戻る](#)

# 入管法が変わります 新しい研修・ 技能実習制度 について



## はじめに

平成21年7月15日、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が公布され、新しい研修・技能実習制度が平成22年7月1日から施行されます。

## 改正のポイント

どうして  
変わるの？

研修・技能実習制度は、我が国で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設されたものですが、研修生・技能実習生を受け入れている機関の一部には、本来の目的を十分に理解せず、実質的に低賃金労働者として扱う等の問題が生じており、早急な対応が求められていました。

新しい研修・技能実習制度では、研修生・技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための様々な措置が講じられています。

何が  
変わるの？

### 1 在留資格「技能実習」の創設

#### 技能実習 1号

「講習による知識修得活動」及び「雇用契約に基づく技能等修得活動」

- ※ 在留資格「技能実習」は、受入れ形態により次の2種類に分けられます。
- イ 海外にある合併企業等事業上の関係を有する企業の社員を受け入れて行う活動（企業単独型）
  - ロ 商工会等の営利を目的としない団体の責任及び監理の下で行う活動（団体監理型）



#### 技能実習 2号

技能実習1号の活動に従事し、技能等を修得した者が当該技能等に習熟するため、雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事する活動

- ※ 技能実習2号も、1号と同様にイ又はロのどちらかに分類されることになります。

#### ○技能実習の期間

技能実習期間は技能実習1号、技能実習2号の期間を合わせて最長3年です。

#### ○技能実習2号への移行

技能実習2号へ移行する場合、技能検定基礎2級等の検定試験に合格する必要があります。  
技能実習2号への移行対象職種は現在65職種です。（平成22年1月1日現在）

#### ○新制度における在留資格「研修」

国の機関、JICA等が実施する公的研修や実務作業を伴わない非実務のみの研修は、引き続き在留資格「研修」で入国・在留することができます。





## 2 保証金・違約金等による不当な金品徴収等の禁止

失踪防止を名目として、送出し機関が研修生本人から高額な保証金を徴収しているケースがあり、これが研修生の経済的負担となって研修時の時間外作業や不法就労を助長していると指摘されており、これらを踏まえ、新制度では、不当な金品の徴収等を禁止しています。

送出し機関等が技能実習生から保証金等を徴収していたり、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が行われてはなりません。

技能実習に関係する機関相互の間で、技能実習に関連して、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が行われてはなりません。

不適正な取決めがないかを確認するため、送出し機関等と技能実習生本人との間の契約書等を入国の審査の際に提出していただきます。

## 3 講習

### ○講習の期間

技能実習1号の活動期間全体の1/6以上の期間を充てることになります。

(海外で1月かつ160時間以上の講習等を受けた場合は、技能実習1号の活動期間全体の1/12以上の期間)

### ○講習の内容

項目3に係る講義については、専門的知識を有する者から受けることになります。

1 日本語

3 技能実習生の法的保護に必要な情報

2 日本での生活一般に関する知識

4 円滑な技能等の修得に資する知識



### ○講習を実施する上でのポイント

「講習」は座学(見学を含む)により実施しなければならず、実習実施機関の工場の生産ライン等商品を生産するための施設における機械操作教育や安全衛生教育は含めることができません。

団体監理型である「技能実習1号口」では、法務省令に規定する時間数以上の「講習」を終了した後、技能実習生と実習実施機関との間に雇用関係が生じることとなります。

#### 4 監理団体による指導・監督・支援体制の強化、運営の透明化

新制度では、技能実習生の本邦における技能等の修得活動が終了するまで監理団体が技能実習の指導・監督・支援を行うこととなります。監理団体の主な要件は次のとおりです。

- 技能等に関する一定の経験及び知識を有する監理団体の役職員による技能実習計画の策定
- 1月に1回以上監理団体の役職員による実習実施機関への訪問指導
- 3月に1回以上監理団体の役員による監査の実施及び地方入国管理局への報告
- 技能実習生からの相談に対応する体制の構築（相談員の配置等）
- 監理団体による技能実習生の帰国担保措置（帰国旅費の確保等）
- 実習実施機関での技能実習継続が困難な場合における新たな実習実施機関への移行努力
- 監理に要する費用を徴収する場合は徴収する機関に対する金額及び使途の明示
- 監理に要する費用を技能実習生に直接又は間接に負担させることの禁止

#### 5 監理団体等が重大な不正行為を行った場合の受入れ停止期間の延長、欠格要件の新設

- 受入れ停止期間は、不正行為の内容によって5年、3年又は1年となります。また、以下の重大な不正行為については、研修生・技能実習生の受入れ停止期間を5年間に延長します。

暴力・脅迫・監禁行為

旅券・外国人登録証明書の取上げ

賃金等の不払い

人権を著しく侵害する行為

偽変造文書等の行使・提供

- 次の要件に該当している場合は、研修生・技能実習生の受入れが認められません。

受入れ側の機関又はその役員等が、入管法や労働関係法令の罪により刑に処せられたことがある場合で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していないとき

受入れ側の機関の役員等が、過去5年間に他の機関で役員等として技能実習の監理等に従事していたことがあり、その従事期間中に当該他の機関が不正行為を行い技能実習生等の受入れが認められなくなった場合で、当該期間が経過していないとき

送出し側の機関又はその経営者等が、過去5年間に、外国人に不正に在留資格認定証明書の交付等を受けさせる目的で、偽変造文書等の行使又は提供を行っていた場合

#### 6 その他新設された要件

実習実施機関は、技能実習の実施状況に係る文書を作成し、技能実習が終了した後1年間は当該文書を保存しなければなりません。

企業単独型において、実習実施機関での技能実習の継続が不可能となった場合は、直ちに、実習実施機関が地方入国管理局に当該事実と対応策を報告しなければなりません。

監理団体は、講習の実施状況に係る文書、訪問指導に係る報告書を作成し、技能実習が終了した後1年間は当該文書を保存しなければなりません。

団体監理型において、技能実習が終了して帰国した場合又は技能実習の継続が不可能となった場合は、直ちに、監理団体が地方入国管理局に当該事実と対応策を報告しなければなりません。

技能実習生が技能等修得活動を開始する前に、実習実施機関等が労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出等の措置を講じている必要があります。



## 適正な技能実習生受入れのための留意点

### 1 監理団体の役割

#### 監理の在り方

新制度における「監理」とは、監理団体が実習実施機関において、計画に基づき適正に技能実習が実施されているかについて確認・指導することを言います。また、技能実習1号口だけでなく技能実習2号口の期間も「監理」の対象となります。（図1参照）

#### 適正な技能実習生の選抜

技能実習生の受入れに当たって、監理団体は、技能実習生、送出し機関、実習実施機関それぞれの適格性を確認するだけでなく、本制度の趣旨について監理団体を含むそれぞれの機関が理解しているかを監理団体自らが確認する必要があります。

#### 講習の実施

監理団体は、技能実習生が実習実施機関において技能等の修得活動を実施する前に、一定時間以上の講習を実施することが求められています。講習を実施する際には、技能実習生を、机といすが備えられている学習に適した研修施設に集めて実施しなければなりません。

#### 監理体制の整備

技能実習1号実施計画の策定、1月につき1回以上の訪問指導、3月につき1回以上の監査等を実施できる体制と規模を組織として備えることが必要です。また、業務量に応じた常勤職員を配置することが望まれ、傘下の実習実施機関数等を勘案して、監理業務を的確に行える人員を確保する必要があります。

### 2 実習実施機関の役割

#### 計画に沿った技能実習の実施

技能実習生は、技能等の修得を目的に入国することから、技能実習計画の内容を実習実施前に十分に説明し、理解させることが必要です。また、計画の達成の度合いを確認するために、技能実習日誌を作成する必要があります。

#### 賃金の支払い

技能実習生に対しては最低賃金法をはじめ労働関係法令を遵守した賃金の支払いを行う必要があります。時間外労働や休日労働などを行わせたときは、所定の割増賃金を支払うことになり、また、食費や寮費等を賃金から控除する場合は、労働基準法にのっとり労働協定の締結が必要であり、控除額は実費を超えてはなりません。

#### 不適切な方法による管理の禁止

技能実習生の失踪等問題事例の発生防止を口実として、技能実習生に対し宿舎からの外出を禁止したり、技能実習生の旅券や外国人登録証明書を預かったりしてはなりません。また、技能実習生に対して、携帯電話の所持や来客との面会等を禁止することにより親族や友人等との連絡を困難にさせることも不適切な方法による管理に当たります。

### 3 不正行為について

#### 基本的な考え方

「不正行為」の具体的な内容は、上陸基準省令に規定されており、「技能実習の適正な実施を妨げるもの」が「不正行為」の対象となります。「不正行為」を行ったと認定された機関は、研修生・技能実習生の受入れが一定期間停止されます。



留意点の詳細な内容については「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」をご覧ください。

# 施行日前後の入国について(団体監理型での受入れ)

## 1 施行日前(6月30日以前)の研修生の入国について

### ①申請から入国まで

施行日以前に、実務研修を伴う研修を目的として入国する予定の研修生については、現行の「研修」の在留資格認定証明書交付申請を行い、「研修」(6月)で入国することとなります。申請書は平成22年3月末日までに地方入国管理局に提出してください。(図2参照)

平成22年1月から6月までに入国予定の研修生については、研修予定期間が6か月を超える場合であっても、原則として「研修」(6月)の在留資格認定証明書を交付しますので、あらかじめ6か月の研修計画を提出してください。(図4参照)

平成22年3月末日までの申請に基づき、現行の「研修」の在留資格認定証明書の交付を受けた場合は、入国予定日を過ぎ、7月以降に入国することは可能です。なお、4月以降の申請に基づき、現行の「研修」の在留資格認定証明書の交付を受けた場合は、7月以降に現行の在留資格「研修」での入国はできません。(図3参照)

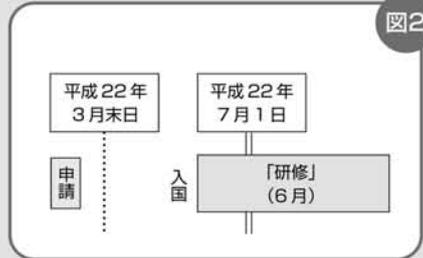


図2



図3

### ②入国から在留資格の変更まで

「研修」(6月)で入国した研修生は、改正法が施行され在留期限が到来する前に、実習実施機関との間で、「技能実習1号」変更後の講習終了後に発効する雇用契約を締結し、「技能実習1号」への在留資格変更許可を受け、技能実習生として在留を継続することになります。(図4参照)



図4

## 2 施行日後(7月1日以後)の技能実習生の入国について

平成22年7月以降に入国する研修生は、新制度により「技能実習1号」の在留資格で入国することとなります。「技能実習1号」の在留資格認定証明書交付申請は1月から可能となり、認定証明書が交付されるのは、4月1日からになります。

「技能実習1号」の在留資格認定証明書を取得した方は、7月より前に本邦へ入国することができません。

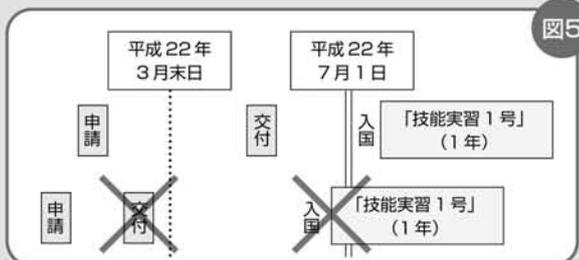


図5

## 施行日前後の在留資格変更・在留期間更新申請について

### ① 施行日より前に在留期限が到来する場合

現行制度によって在留期間更新申請及び在留資格変更申請を行うこととなります。(図6①~②参照)

### ② 施行日後に在留期限が到来する場合

新制度の施行に伴い、「研修」を継続する場合は「技能実習1号」、「特定活動(技能実習)」へ移行若しくは継続する場合は「技能実習2号」への在留資格変更の申請を行うこととなります。(図6③~⑤参照)

改正法施行前後の在留資格について(イメージ)

図6



札幌入国管理局	〒060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目	TEL 011-261-7502(代)
仙台入国管理局	〒983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	TEL 022-256-6076(代)
東京入国管理局	〒108-8255	東京都港区港南5-5-30	TEL 03-5796-7111(代)
成田空港支局	〒282-0004	千葉県成田市古込字古込1-1 成田国際空港第2旅客ターミナルビル6階	TEL 0476-34-2222(代)
横浜支局	〒236-0002	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	TEL 045-769-1720(代)
名古屋入国管理局	〒455-8601	愛知県名古屋市中区正保町5-18	TEL 052-559-2150(代)
中部空港支局	〒479-0881	愛知県常滑市セントレア1-1CIQ棟内	TEL 0569-38-7410(代)
大阪入国管理局	〒559-0034	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	TEL 06-4703-2100(代)
関西空港支局	〒549-0011	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地	TEL 072-455-1453(代)
神戸支局	〒650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通り29	TEL 078-391-6377(代)
広島入国管理局	〒730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30	TEL 082-221-4411(代)
高松入国管理局	〒760-0033	香川県高松市丸の内1-1	TEL 087-822-5852(代)
福岡入国管理局	〒812-0003	福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内	TEL 092-623-2400(代)
那覇支局	〒900-0022	沖縄県那覇市桶川1-15-15	TEL 098-832-4185(代)

外国人 在留総合 インフォメーション センター	〒983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 (仙台入国管理局内)	TEL 022-298-9014
	〒108-8255	東京都港区港南5-5-30 (東京入国管理局内)	TEL 03-5796-7112
	〒236-0002	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 (東京入国管理局横浜支局内)	TEL 045-769-0230
	〒455-8601	愛知県名古屋市中区正保町5-18 (名古屋入国管理局内)	TEL 052-559-2151~2
	〒559-0034	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 (大阪入国管理局内)	TEL 06-4703-2150
	〒650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通り29 (大阪入国管理局神戸支局内)	TEL 078-326-5141
新宿外国人センター	〒730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30 (広島入国管理局内)	TEL 082-502-6060
	〒812-0003	福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内 (福岡入国管理局内)	TEL 092-626-5100
	〒160-0021	東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康センター「ハイジア」11階	TEL 03-3209-6177

法務省入国管理局	〒100-8977	東京都千代田区霞が関1-1-1	TEL 03-3580-4111(代)
----------	-----------	-----------------	---------------------

ホームページのご案内 改正法・関係省令・指針等の内容については ◆ <http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/newimmiact.html>

法務省 <http://www.moj.go.jp/>

入国管理局 <http://www.immi-moj.go.jp/>



# 業務研修部

業務研修部長 木村 司

## 活動状況報告

下記のとおり、11月から3月にかけて実施しました研修につきましてご報告をいたします。

### I 新入会員向け研修

#### ①新入会員登録時研修

11月30日(月)：2人 当ビル小会議室 13時30分から16時

1月25日(月)：5人 同上

3月1日(月)：4人 同上

- ・今後とも、毎月の月末頃に実施しています。
- ・内容は、行政書士倫理と職務上請求書の注意点の講義および基礎的な業務研修です。
- ・講師：業務研修部長 木村 司

#### ②新入会員合宿研修

- ・11月13日(金)13時から14日(土)12時まで1泊2日

場所：いこいの村涸沼（茨城町）

- ・内容は、事務所経営と事例演習（実例に基づいての建設業許可申請書、分割協議書の作成）を実施し、さらに体験談の発表と質疑応答でした。
- ・講師：企画開発部長 古川 正美、業務研修部各部員

### II 実務研修

#### (1) 初級者対象

##### ①第3回研修会

- ・1月21日(木) 13時30分から当ビル中会議室

・内容は、一般貨物運送事業業許可と許可後の決算営業報告・変更届の作成、不良債権の回収について実施しました。

- ・講師：企画開発部 橋本 哲および業務研修部長 木村 司

##### ②第4回研修会

- ・3月4日(木) 13時30分から当ビル中会議室

・内容は、昨年9月9日に実施した第1回研修会と同様の内容で、前回申込されながら会場定員の関係で受講できなかった方を対象に会社設立、建設業許可、産業廃棄物収集運搬業許可、農地転用許可について実施しました。

- ・講師：業務研修部長 木村 司

## (2) 中上級対象

## ①第2回研修会

- ・ 11月20日(金) 13時30分から当ビル大会議室
- ・ 内容は、産業廃棄物処理業の許可申請時における問題点と課題、行政処分の流れと実際、許可をめぐる今後の動向と展望についてで、あらかじめ受講者の皆様からいただきました質問事項に答えていただく形で実施しました。
- ・ 講師：茨城県 廃棄物対策課 担当者

## ②第3回研修会

- ・ 12月4日(金) 13時30分から当ビル大会議室
- ・ 内容は、前半が改正になる農地法の概略説明で、後半が、小規模宅地開発行為許可申請時における問題点と留意点、許可後のフォローと行政処分の実際、小規模宅地開発行為をめぐる今後の動向と展望についてで、あらかじめ受講者の皆様からいただきました質問事項に答えていただきました。
- ・ 講師：前半 茨城県 農政企画課 担当者  
後半 茨城県 建築指導課 担当者

## ③第4回研修会

- ・ 1月12日(火) 13時30分から当ビル大会議室
- ・ 内容は、自動車保管場所証明、道路使用許可および風俗営業許可、古物商許可についてで、あらかじめ受講者の皆様からいただきました質問事項のすべてに答えていただく形で実施しました。
- ・ 講師：茨城県警察本部 交通規制課 担当者  
茨城県警察本部 生活安全総務課 担当者

## ④第5回研修会

- ・ 2月9日(火) 13時30分から当ビル中会議室
- ・ 内容は、外国人在留許可手続に関して、あらかじめ受講者の皆様からいただきました質問事項のすべてに答えていただく形で実施しました。
- ・ 講師：東京入国管理局 水戸出張所長

## ⑤第6回研修会

- ・ 3月9日(火) 13時30分から当ビル中会議室
- ・ 内容は、主に一般貨物自動車運送事業許可に関して変更届や変更許可、監査、試験等についてあらかじめ受講者の皆様からいただきました質問事項のすべてに答えていただく形で実施しました。
- ・ 講師：茨城運輸支局 担当者

### Ⅲ 成年後見研修

#### ①第3回基礎研修会

- ・11月25日(水) 13時30分から当ビル大会議室
- ・内容は、日本行政書士会連合会が作成した中央研修所「成年後見」を使用して実施しました。
- ・講師：企画開発部副部長 安 圭一

#### ②第4回基礎研修会

- ・12月15日(火) 13時30分から当ビル大会議室
- ・内容は、引き続き、日本行政書士会連合会が作成した中央研修所「成年後見」を使用して実施しました。
- ・講師：企画開発部副部長 安 圭一

#### ③第5回基礎研修会

- ・1月6日(水) 13時30分から当ビル大会議室
- ・内容は、介護保険について、5種類のサービスについて抜粋された利用の手引書より実施しました。
- ・講師：茨城県 長寿福祉課 介護保険室 担当者

#### ④第6回基礎研修会

- ・2月16日(火) 13時30分から当ビル大会議室
- ・内容は、任意後見契約について実施しました。
- ・講師：水戸合同公証役場 小野田公証人

#### ⑤第7回基礎研修会

- ・3月11日(水) 13時30分から当ビル大会議室
- ・内容は、効果測定と修了証の交付、社団法人設立に関する連合会の動きについて実施しました。
- ・講師：企画開発部より 古川 正美部長、安 圭一副部長

### Ⅳ 連合会研修の伝達研修会

#### 中小企業支援業務研修会

##### ①第1回研修会

- ・1月14日(水) 13時30分から当ビル大会議室
- ・内容は、支援業務の概要説明と連合会の研修を収めたDVDを視聴する形で実施しました。
- ・講師：企画開発部長 古川 正美

##### ②第2回研修会

- ・3月16日(火) 13時30分から当ビル大会議室
- ・内容は、連合会の研修を収めたDVDを視聴する形で実施しました。

## V 補助者研修

## ①第1回研修会

- ・ 2月3日(木) 10時からひたちなか商工会議所（ひたちなか市）

## ②第2回研修会

- ・ 2月18日(木) 10時から国民宿舎水郷（土浦市）

## ③第3回研修会

- ・ 3月17日(木) 10時から市民ホールつくばね（つくば市）
- ・ いずれも内容は、コンプライアンス、行政書士倫理、職務上請求書の注意点に関する講義と暴力団対策用のDVDを視聴する形で実施し、受講者には修了証を交付するとともに補助者証裏面に受講済みシールを貼付しました。
- ・ なお、補助者研修の実施と受講済みシール貼付については、県および市町村の各機関に通知済みです。
- ・ 講師：石塚 光政副会長、業務研修部長 木村 司

## VI その他研修

## ①パソコンCAD研修

- ・ 12月5日(土)と12月12日(土) ベルコム水戸（水戸市）
- ・ 内容は、毎年実施しているCADの研修です。
- ・ 講師：ベルコム水戸職員

## ②講演会

- ・ 1月14日(木) 17時から当ビル大会議室
- ・ 内容は、行政書士の未来と可能性について講演いただきました。
- ・ 講師：梅林 真五 日本行政書士会連合会専務理事



# IT推進部

IT推進部 石井 徹

## ホームページ・リニューアルについて

日ごろより会員の皆様にはお世話になっております。このたび茨城県行政書士会のホームページを、よりシンプルに、使いやすくするためにリニューアルいたしました。

まだこれで完了というわけではなく、今回の改定を元に、今後も会員の皆様のご意見をいただきながら、よりよいものにするために随時改定していく所存ですので、皆様の忌憚のないご意見ご要望をいただきたいと思っております。

本会 WEB サイトの URL は、<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>

(トップページ)



(会員ページ)



# 水戸支部だより

259名

## ◎ 「入管業務における申請手続き」業務研修が行われる。

日 時 平成22年2月18日(木)  
午後1時30分～午後3時30分  
場 所 茨城町福祉センター「ゆうゆう館」2階研修室  
講 師 橋本 哲 先生

実に久しぶりに水戸に大雪が降り一面銀世界となったこの日、朝方は道路状況が危ぶまれましたが、徐々に雪も解け始め、水戸支部の19烈士は決死の覚悟で茨城町の地を集ってまいりました。

今から丁度150年前の安政7年3月3日、江戸には季節はずれの雪が舞っておりました。関鉄之介率いる水戸藩18烈士は、桜田門外において時の大老井伊直弼の行列を襲撃し、井伊大老の首を取ってしまいました。

この茨城町長岡の地は、桜田門外の変に加わった水戸烈士が、襲撃を期して江戸に向かう際に髪の毛を埋めた地でもあります。

そして、桜田門外の変後わが国の歴史は大きく動き始め、紆余曲折を経て150年後今まさに茨城県行政書士会の水戸支部19烈士が、雪の日に「外国人の入管業務」の研修を行うという時代を迎えているわけであります。あの熱く燃えた攘夷の時代から隔世の感がありますが、現政権は外国人へ参政権まで付与すると騒いでおり、平成の攘夷運動も起こりかねない今日この頃であります。一体、これからの日本は何処へ向かおうとしているのでありましょか。

### <研修内容>

橋本哲講師が、「入管業務における申請手続きの問題点」をテーマに、実際にあった6つのケーススタディを用意してくださり、その事例に基づいて、Q&A形式で討議するというスタイルをとりました。

参加者の皆さまの活発な意見が飛び交い、大変有意義な研修となりました。

以下に、学習した6つのケーススタディをご紹介します。

1. 「タイ国籍の妻を日本に呼びたい。」しかし、その妻はかつて日本でオーバーステイの経歴がありなかなか入国できない。取次者としての注意点は？
2. ケース1の取次ぎを受託したが、在留資格認定証明書の不交付通知書が届きました、考えられる原因は？次に取次者としてどのような行動をとりますか？
3. やっと手元に在留資格認定証明書が送られてきました。日本人配偶者に証明書を手交する場合、アドバイスは何か？
4. 「中華人民共和国国籍の妻は現在パスポートを持っていない。正規に在留させてあげたいが何か良い方法はないか？」との依頼に取次者としてどのような返答をするか？
5. 大韓民国国籍の女性から「人文知識・国際業務」の在留期間更新申請の依頼を受けたが、その女性は在留期間内に転職をしているにもかかわらず、何の届出もしていないようだ。在留期限が迫っており、申請を急がされている場合、取次者として注意しなければならないことは？
6. 「日本人の配偶者等」で10年以上在留する外国籍者から永住申請の依頼を受けた。パスポートをチェックすると在留特別許可を受けている。更に本人の申告で、昨年警察沙汰を起こしてい

る。取次者として当該事例を受託しますか？しませんか？それぞれ理由を挙げてください。

そして水戸支部19烈士の熱い情熱のおかげか、一行が茨城町「ゆうゆう館」を後にする頃には、道路の雪はすっかり解けておりました。

橋本哲之介先生、ありがとうございました。

ここで、いつものように  
入管の熱くゆうゆう館の雪

(通信員 和田 勝則)



**県南支部だより** 366名**第4回業務研修が開催されました。**

日時 平成22年1月31日(日) 午後1時～4時  
場所 ホテルCANKOH 霞ヶ浦観光ホテル  
土浦市川口2-11-31  
電話 029-821-5110  
内容 相続  
講師 茨城県行政書士会県南支部  
支部長 茅場 俊彦

平成21年度最終となる第4回業務研修会が73名の参加のもと開催されました。無料相談会時における、相談者の7割が相続に関する相談が多く、相続についての研修が開催され、講師に話術はもとより経験豊富な茅場俊彦支部長が体験を交えた講義に、時間の経過も忘れるほどの、素晴らしい研修でありました。

また、研修会終了後4時から交流会が行われ、美酒に酔う方等お互い近況など語り合いながら、談笑し楽しくより良い親睦が図れたのではないかと思います。

(通信員 塚越 もと)



# 県西支部だより

238名

## ◎ 1月23日新年事始め会を開催

- I 古田晋一郎元相談役が逝去されたこと、及び安田康一支部長が葬儀に参列したことが報告された。
- II 新井毅会員及び高嶋亨会員に支部長表彰が授与された。
- III [研究会] 筑西市中央図書館の視聴覚室（10時～12時まで）

### 第1部 テーマ ～農地法改正～

- ・農地法の改正について
- ・同法律の概要
- ・農地をめぐる課題に対する措置
- ・農地制度の見直しの概要
- ・許可申請書など（様式改正・記載要領）他  
（以上 Presenter 新井 毅）



研究会

### 第2部 テーマ ～相続の諸問題～

- ・税理士との業際問題
- ・公正証書遺言と銀行預金
- ・預金口座開示請求
- ・相続スケジュール
- ・必要書類チェック表
- ・遺言書の検認
- ・相続は争いの始まり
- ・税との関連
- ・相続の失敗例
- ・質疑応答
- ・戸籍と相続  
（以上 Presenter 安田 康一）
- ・自動車の相続（移転登録）  
（Presenter 水柿 勝彦）
- ・カウンセリングと相続  
（Presenter 倉持 良信）



支部長表彰を受ける新井 毅会員



プレゼンをする新井 毅会員



プレゼンをする水柿勝彦会員

## IV [交歓会] ファミリーレストラン 割烹 節恵 (12時～)

田所嘉徳県議、斯波元気市議から新年の挨拶と抱負が述べられたあと、出席会員の自己紹介及び近況報告、支部旅行の日程検討、公正証書遺言の議論、TVドラマ特上カバチの批評など、終始なごやかな雰囲気で行なわれました。



交歓会 1 乾杯♪



交歓会 2



交歓会 3



交歓会 4



交歓会 5



交歓会 6

## ◎ 支部月刊誌「県西の風」発行状況

\* 1月1日 第104号 (A4判 80頁)

- [県内市町村案内] VII 桜川市
- [業務手引] 県内入札参加資格審査要領  
実務実例Ⅳ 風俗営業①
- [支部事業] [統計] 県の許認可処理の実態⑫
- [研究] 条文の読み方⑦  
公文書管理法 下  
行政指導の限界  
法とは何か⑦
- [行政] 行政手続オンライン化状況
- [スクラップ]
- [隣接士会] 司法書士・弁護士・税理士・弁護士
- [質疑応答]
- [県内会員数]
- [行政書士試験] I
- [支部紹介] 弁護士・パソコンサポーター
- [参考資料] 屋号使用と弁済責任
- [法改正のあらまし] 労働基準法 終  
—— 行政手続一覧(茨城県) 休 ——

\* 2月1日 第105号 (A4判 80頁)

- [弔辞] 故・古田晋一郎君
- [県内市町村案内] VIII 八千代町
- [支部会員の動静]
- [業務手引] 事務組合入札参加資格審査要領  
実務実例Ⅳ 風俗営業②
- [行政改革] 地方分権改革推進計画
- [支部事業] [統計] 県の許認可処理の実態⑬
- [条例改正] 警察関係手数料納付書
- [行政] 行政訴訟の仕組み改善
- [研究] 条文の読み方⑧  
商業登記の実務から  
登録制②  
法とは何か⑧
- [参考資料] 不服申立の現況
- [スクラップ]
- [雑学] 運転は脳がする
- [行政書士試験] II
- [行政監視] 行政手続法の効果 上

## ◎ 「会議 FAX 通信」を発信

- \* 1月5日 No.167 古田晋一郎 元相談役 亡くなる  
「県西の風」発行が遅れています
- \* 1月14日 No.168 支部紹介弁護士事務所の名称変更

(通信員 倉持 良信)

# 県北支部だより

101名

## ◆ 茨城県行政書士会県北支部平成22年新年賀詞交歓会開催される。

平成22年1月16日（土曜日）午前11時から茨城県行政書士会県北支部、新年賀詞交歓会が晴天の下、開催された。

場所は北茨城市の五浦観光ホテル別館大観荘である。ここは日本画で有名な日本画家、横山大観ゆかりの場所であり県北が誇る観光名所の一つである。



当日は、新年賀詞交歓会の前に研修会を行い、日立警察署の館野加津恵様に車庫証明・道路使用許可に関する実務とその現状に関する講義をいただいた。警察の方々の日々の見えないご苦労が垣間見える講義で、わかりやすく丁寧にお話いただいた。



講義が終了し、賀詞交歓会に移った。

茨城県行政書士会の國井会長も駆けつけ、祝辞をいただいた。県北支部の固い結束と今後の活動への期待を表明されていた。

乾杯の後、歓談に移り、大いに盛り上がった。今回は新人も参加しており、県北支部の層の厚



みを感じるとともに、世代もだんだんと変化していることを感じた。

市民の皆様からの信頼を更に得られるよう、支部会員それぞれが研鑽を惜しまないことを誓いながら、散会した。



（左から國井会長、館野様、四釜支部長）

~~~~◆~~~~◆~~~~◆~~~~

## ◆ 日立市役所市民相談室における無料相談会について。

昨年9月から始まった、日立市役所における茨城県行政書士会県北支部「行政書士相談会」が回を重ねるごとに好評を得ている。毎月1回、定期的に開催しているものである。

相談内容は相続に関することが中心となっているが、行政書士業務全般について相談を受けることにしている。

来年度からは、北茨城市、常陸太田市でも開催することになっている。

（通信員 楠見ゆたか）

# 鹿行支部だより

72名

## 1 支部研修旅行

1月22日～24日に秋田県方面への支部旅行が行われました。田向先生の旅行記をご覧ください。

## 2 3月24日(水) 鹿嶋ハイツスポーツプラザにおいて第3回理事会開催

- ・平成21年度事業実施内容報告
- ・平成22年総会（大会）へむけて
- ・その他

(通信員 小嶋 幸江)

## 鹿行支部旅行に参加して

田向敏雄

1月22日から24日まで2泊3日で秋田県の男鹿半島へ支部の懇親旅行に行ってきました。

当初、雪深い東北の湯治場でなにもしないで日頃の疲れを癒す旅を予定しましたが、テレビなどのニュースによる大雪の情報に恐れをなし、予定変更、男鹿半島で日本海に沈む夕日を楽しむ旅に変更となりました。

早朝7時15分潮来のバスターミナルに集合、参加者10名で東京駅へ秋田新幹線「こまち13号」で一路秋田へ、近づくにつれ雪景色が車窓に広がり、約4時間で秋田に着いた、駅に降りると、流石が寒い、さらにローカル線で終点、男鹿駅のひとつ手前の羽立駅で降り、迎いのマイクロバスでセイコーグランドホテルへ、温泉につかりゆっくりしてから、懇親会、園部支部長の挨拶で始まり、日頃の仕事などの情報に、趣味の話などで話がもりあがってきたころ、仲居さんがきて、3時間ぐらい火のなかに入れておいた、真っ赤に焼けた石を桶の中に入れて、魚や野菜を煮立てる、海辺で行われている、漁師料理の実演、桶の中に焼けた石を入れるとジュウと煙があがり、あっというまに煮立つ、アツアツをよそってもらい、ふうふういいながらいただく、旨い、それから少ししてロビーで男鹿半島名物のナマハゲによる太鼓の演奏、鬼の格好も、太鼓も、大迫力でした、なぜか観客には、台湾からの旅行客が大勢いて不思議に感じた。

翌日はタクシーで男鹿半島の観光地めぐり、まず寒風台へ行く、雪が積もり、山の上の展望台は風が強く、名前のおり凍える、そこから海岸の近くの入道岬へタクシーから降りて、北緯40度のモニュメントを見ながら、海岸まで歩いていく、風も強くとにかく寒い、観光客は我々のみ、その後、二百年ぐらいは経っていると思われる民家の、ナマハゲ館へ、ナマハゲの由来を聞くと、ナマハゲとは、毎年12月31日、なまけている者はいないかと、鬼の格好をして、各々の家々をまわる、男鹿半島88箇所の集落でおこなわれている伝統の習慣と教えてもらった、先に使者が来て口上を述べ、その後、ガタビシと音を立て、思い切、乱暴に戸を開けてナマハゲ2人が入ってくる、主人はナマハゲに雪のなか来てくれたことの礼を言って、箱膳の酒を勧めると、ナマハゲは今年の農作物の出来や、子供はまじめに勉強しているか、親の言う事を聞くか、嫁は家族を大事にし、家事を良くこなしているかな

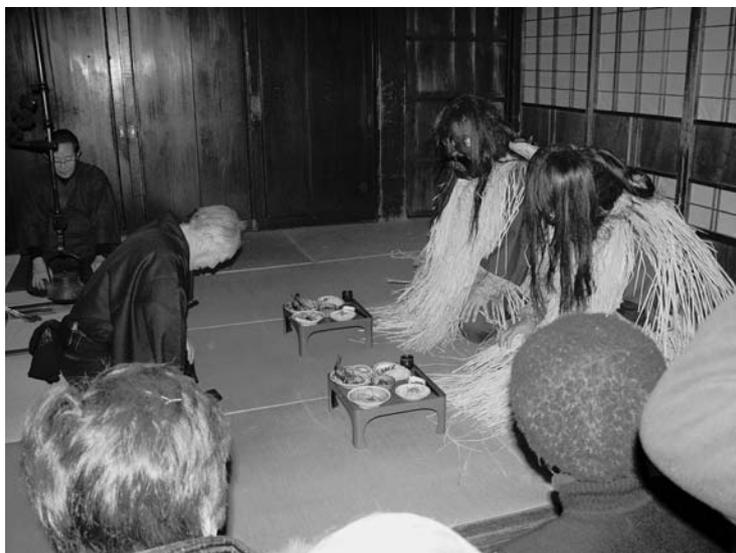
ど、持参した帳面を見ながらいろいろ尋ね、主人はこれにこたえる、さらにナマハゲは、大きな音をたて、戸を開け家じゅう子供や嫁を探し回り最後に父親に子供の躰をしっかりと、健康に気をつけるよう言って、また来年来ることを告げて帰っていく。このようなことが、延々と毎年、年末、半島内で一斉に行われていると思うと、各地の伝統が失われていく昨今の世の中、暖かな人間の営みを感じる、よき習慣である。昼頃には海岸のすぐ近くの一軒宿のホテルに到着した、周りは絶壁、絶景の海をながめながら、各々ゆっくりした時間を過ごした。

最後の日はホテルのバスで駅まで送ってもらった、途中半島の断崖絶壁の何箇所かにバスを停めて、下を覗かせてくれたが、吸いこまれそうで怖かった。

秋田駅ビルで食事の後は列車の発車時間まで自由時間、お土産に、民謡に秋田名物…ハタハタ、とあるのを思い出し、ハタハタを土産に加え、白銀の世界に別れを告げ帰途に着いた。



古民家風の伝承館に隣接して山の中に立派な施設がありました。



伝承館では、大晦日に行われるなまはげ訪問を再現していました。

# 政治連盟ニュース

## \*\* 政治連盟の活動実績 \*\*

### 行政書士法は議員立法で改正されます

- |       |                                                                       |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|
| 昭和26年 | 行政書士法制定                                                               |
| 35年   | 強制加入・会則の知事認可・知事監督権<br>日行連への自治庁長官監督権                                   |
| 39年   | 作成し得る文書に『実地調査に基づく図面類』を加える                                             |
| 46年   | 都道府県単位会と日行連に法人格付与<br>登録事務を知事から行政書士会へ・他                                |
| 55年   | 『書類提出代行』と『書類作成相談』の非独占業務を法定<br>社会保険労務士との業務分離                           |
| 58年   | 登録即入会制・登録移転制                                                          |
| 60年   | 日行連への『登録』制・『資格審査会』制<br>自治大臣による行政書士制度の援助・他                             |
| 61年   | 軽微変更の許可不要                                                             |
| 平成5年  | 『聴聞』規定等の整理                                                            |
| 9年    | 『目的』規定の創設・守秘義務違反罰則強化・領収書様式整備                                          |
| 11年   | 地方分権一括法関係<br>会則の報酬規定削除・執務場所制限の廃止<br>電磁的記録による帳簿備付可                     |
| 13年   | 目的規定の一部改正・官公署書類提出手続の代理<br>契約書類を『代理人として作成』を明記<br>標章の日行連交付制             |
| 14年   | 行政手続オンライン化法関係<br>電磁的記録作成業務の法定ほか                                       |
| 15年   | 資格条項に『特定地方独立行政法人職員』を加える<br>『行政書士法人』制の創設並びにその関連<br>一般国民から知事への行政書士懲戒制新設 |
| 16年   | 法人化実現                                                                 |
| 20年   | 行政手続における「聴聞・弁明の機会の付与」への代理権付与<br>行政不服審査法における請求の代理権付与（閣議決定）             |

行政書士は制定以来60年、上記のような拡充を遂げてきました。政治連盟の努力の賜物です。

# 新入会員の紹介

- ① 行政書士になった動機はなんですか？
- ② どのような行政書士事務所を目ざしていますか？
- ③ 開業したらどんな業務を中心にやっていきますか？
- ④ 趣味・特技はなんですか？



かん の とおる  
菅 野 透

昭和24年5月9日生

【支 部】 県南支部  
【入会年月日】 平成22年1月1日  
【電 話】 029(879)5839

【事務所所在地】 〒300-1256 つくば市森の里12-2

- ① 法律職に興味があったことと社会貢献ができること。
- ② 親切で明るい事務所。
- ③ 会社設立、会計業務、相続手続など。
- ④ 読書、家庭菜園。



き むら かず いち  
木 村 和 一

昭和22年1月5日生

【支 部】 県南支部  
【入会年月日】 平成22年1月1日  
【電 話】 029(876)1300

【事務所所在地】 〒300-1268 つくば市中山160-4

- ① 行政経験を生かして、地域社会に貢献できるから。
- ② 誠実な対応で、地域の皆さんから頼られる事務所。
- ③ 相続、宅建主任者の知識を活かした許認可業務。
- ④ テニス、ゴルフ、旅行。



こ いずみ たつ や  
小 泉 達 哉

昭和35年1月4日生

【支 部】 県西支部  
【入会年月日】 平成22年1月15日  
【電 話】 0296(70)8090  
【メールアドレス】 koizumi-tatuya@tkcnf.or.jp

【事務所所在地】 〒309-1453 桜川市友部932-2

- ① 税理士業務を補完するため。
- ② 他土業、他団体との連携を密にした事務所。
- ③ 相続手続。
- ④ 歴史小説。



かわ きき かず お  
川 崎 一 夫

昭和21年12月23日生

【支 部】 県南支部  
【入会年月日】 平成22年2月1日  
【電 話】 0299(26)3354

【事務所所在地】 〒315-0033 石岡市東光台3-7-15

- ① 地域に少しでも貢献をしたいと考えました。
- ② 誰からも安心と信頼を得られるような事務所が目標です。
- ③ 相続関係を考えております。
- ④ 読書（時代小説が中心）。  
居合道（目下、逃げる算段です）。



かた の とし ひろ  
片 野 壽 洋

昭和21年1月23日生

【支 部】 県北支部  
【入会年月日】 平成22年2月15日  
【電 話】 029(298)1399

【事務所所在地】 〒311-0109 那珂市額田東郷47

- ① 過去の経験を生かした地域貢献。
- ② 正確・迅速で依頼者から信頼される行政書士。
- ③ 官公署への許認可等の業務。
- ④ ゴルフ、スポーツ観戦。



ね もと ひろ ゆき  
根 本 博 之

昭和44年12月27日生

【支 部】 水戸支部  
【入会年月日】 平成22年2月15日  
【電 話】 029(275)3075  
【メールアドレス】 nemoto@mbj.nifty.com

【事務所所在地】 〒312-0045 ひたちなか市勝田中央5-2  
ベニヤ商事第2ビル2階2-3号

- ① 会社勤めでない、自分のペースで出来る仕事で、なおかつ、やりがいがありそうだったから。
- ② 一度きりではなく、二度、三度と、仕事を頼みたくするような事務所。
- ③ 会社・法人設立、許認可業務、相続業務。
- ④ 旅行、山歩き。



くわ な ひろし  
葉 名 宏

昭和54年9月13日生

【支 部】 県南支部  
【入会年月日】 平成22年2月15日  
【電 話】 029(885)0316

【事務所所在地】 〒300-0421 稲敷郡美浦村木原 2956

- ① 知的業務に憧れがあり、世の中における自分自身の役割を確立させるため。
- ② 確実な間違いのない仕事をしたいと考えております。
- ③ 相続、各種許認可。
- ④ 仏閣巡り、格闘技観戦。



わた なべ まこと  
渡 辺 誠

昭和47年8月20日生

【支 部】 県西支部  
【入会年月日】 平成22年3月1日  
【電 話】 0296(48)8360  
【メールアドレス】 miyabizimusyo@soudansiyou.jp

【事務所所在地】 〒307-0053 結城市新福寺 3-20-5

- ① 地域経済や、地元の方に幅広く貢献し、地元に必要な存在になりたいと思いました。
- ② とにかく頼られる存在になりたいと思います。
- ③ 地域貢献になる仕事は、幅広くやっていきたいと思いますが、特に外国人の生活サポートに力を入れたいと思います。
- ④ 映画鑑賞、家族との観光。

## 退会された会員

ご苦勞さまでした

| 退会年月日      | 氏 名     | 事務所所在地         |
|------------|---------|----------------|
| 21. 12. 28 | 高 木 邦 久 | ひたちなか市田彦1376-4 |
| 22. 2. 24  | 三 宅 徹   | 水戸市石川2-4234-7  |
| 〃          | 和 地 義 隆 | ひたちなか市市毛1087-1 |
| 22. 3. 1   | 丸 山 泉   | 土浦市田中町3-8-5    |
| 〃          | 渡 邊 義麻呂 | 土浦市生田町7-18     |
| 22. 3. 9   | 原 口 平   | 水戸市平須町1958-2   |
| 〃          | 三 浦 信 夫 | 日立市神峰町4-4-5    |
| 22. 3. 10  | 池 田 孝   | 水戸市見川1-1216-18 |
| 22. 3. 12  | 鈴 木 浩 二 | 稲敷郡美浦村受領163    |

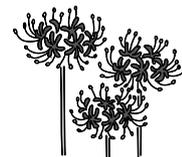
| 登録抹消      | 抹消事由 (法第7条第2項第一号) |
|-----------|-------------------|
| 22. 2. 15 | 丹 内 勉 (日立市)       |

## ご逝去された会員

合 掌

謹んでご冥福を  
お祈り致します

| 年 月 日     | 氏 名     | 事務所所在地      |
|-----------|---------|-------------|
| 22. 1. 4  | 古 田 晋一郎 | 古河市尾崎1160-2 |
| 22. 1. 27 | 神 山 進   | 龍ヶ崎市大徳町224  |



## 変 更 届

| 変更年月日     | 氏 名     | 旧事務所および電話番号    | 新事務所および電話番号            |
|-----------|---------|----------------|------------------------|
| 22. 1. 18 | 武 田 光 夫 | ☎080-1112-9828 | ☎029-875-9777          |
| 22. 2. 8  | 関 京 子   | 鹿嶋市宮中4482-1    | 鹿嶋市厨3-10-4<br>(町名地番変更) |

|           |        |         |         |         |                                                      |                                                                |
|-----------|--------|---------|---------|---------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 22. 2. 12 | こ<br>児 | しま<br>島 | ひで<br>秀 | たか<br>卓 | (旧姓名) 児 島 悟                                          |                                                                |
| 22. 3. 9  | 新      | 沼       | 拓       | 也       | 〒310-0041<br>水戸市上水戸1-5-28<br>A棟101号<br>☎029-231-4028 | 〒310-0853<br>水戸市平須町1820-429<br>エムロード21・A棟105号<br>☎029-306-6020 |

## 補助者の動静

| 雇用年月日     | 行政書士名   | 補助者名    | 住 所          |
|-----------|---------|---------|--------------|
| 21. 12. 8 | 鹿 島 和 男 | 鹿 島 まり子 | 水戸市本町3-5-6   |
| 22. 2. 8  | 鈴 木 恵 男 | 鈴 木 正 美 | 牛久市女化町175-26 |
| 22. 3. 2  | 宮 田 一   | 下 条 伸 一 | 筑西市八幡132     |
| 廃止年月日     | 行政書士名   | 補助者名    | 住 所          |
| 22. 1. 13 | 鈴 木 伸 洋 | 松 信 直 美 | 鹿嶋市平井1123-22 |
| 22. 2. 8  | 鈴 木 恵 男 | 鈴 木 理 恵 | 牛久市女化町175-26 |

## 会員の御見舞

| 年 月 日     | 氏 名     | 事 務 所          |
|-----------|---------|----------------|
| 22. 2. 10 | 本 橋 紀 子 | 東茨城郡城里町石塚967-9 |

## 家族の動静

| 年 月 日     | 行政書士名   | 家 族      | 事 務 所                  |
|-----------|---------|----------|------------------------|
| 22. 1. 7  | 鈴 木 恵 男 | 実 母 (死亡) | 牛久市女化町175-26           |
| 22. 1. 27 | 神 山 直 規 | 実 父 (死亡) | 龍ヶ崎市大徳町224             |
| 22. 2. 8  | 鹿 熊 俊 明 | 実 母 (死亡) | 水戸市水府町1406-1           |
| 22. 3. 5  | 飯 島 義 明 | 実 父 (死亡) | 結城市結城1748-2            |
| 22. 3. 8  | 矢 田 日出一 | 実 父 (死亡) | 笠間市赤坂17-10<br>矢田会計ビル2階 |

### 3月12日現在会員数

|      |        |
|------|--------|
| 水戸支部 | 259名   |
| 県南支部 | 366名   |
| 県西支部 | 238名   |
| 県北支部 | 101名   |
| 鹿行支部 | 72名    |
| 合計   | 1,036名 |

## 事務局日誌

— H22年1月～H22年3月 —

## 1月

- 4日 茨城県市町村課長来局 (本会事務局)
- 5日 新年挨拶廻正副会長同行 (茨城県、  
県警本部、水戸市役所、水戸入管他)
- 6日 茨城県副知事来局 (本会事務局)
- 7日 茨城県知事公室秘書課、市町村課訪  
問 (茨城県庁)  
茨城県自動車販売店協会訪問  
(自販店協会)
- 18日 平成21年上期監査 (本会事務局)
- 20日 会員顧客苦情来局 (本会事務局)
- 21日 県南支部長来局 (本会事務局)、  
水戸簡易裁判所訪問 (水戸簡裁)
- 23日 総務部会 (本会事務局)
- 25日 新入会員登録証交付式  
(開発公社小2会議室)、  
水戸簡易裁判所訪問 (水戸簡裁)
- 29日 正副会長・部長・総務部・支部長会  
議 (開発公社中1会議室)

## 2月

- 1日 元会員事務所写真撮影 (結城市)
- 2日 県南支部長来局 (本会事務局)

- 3日 県南支部長来局 (本会事務局)
- 4日 総務部会 (ホテルカンコー)
- 5日 県南支部長来局 (本会事務局)
- 8日 水戸職安訪問 (水戸職安)
- 9日 総務部長打合 (本会事務局)
- 12日 総務部会 (水戸市民会館)
- 15日 新春交流会打合せ (本会事務局)
- 16日 県南支部長来局 (本会事務局)、  
連合茨城来局 (本会事務局)
- 17日 水戸簡易裁判所訪問 (水戸簡裁)
- 22日 新春交流会 (ホテルカンコー)

## 3月

- 1日 新入会員登録証交付式  
(開発公社小2会議室)
- 3日 総務部会 (本会事務局)
- 9日 関東陸運振興財団との業務打合会  
(レイクビュー水戸)
- 10日 総務部会 (本会事務局)
- 11日 日行連第一業務部会来局  
(本会事務局)、  
茨城県総務部市町村課訪問  
(茨城県庁)

## 通信後記

春ですね♪ 公園をウォーキングしていると、花の香りや心地よい風が気分をハッピーにさせてくれます。自然からのエネルギーが疲れた心身に生気を与えてくれていると感じる今日この頃です。

冬の間は冷え性で悩まされていたので、春は、幾分、躁になっちゃいます。この季節は、何か新しいことにチャレンジするのに良いのかもかもしれませんね。私は○○○○○にトライしてみようかな～。

あなたは何かチャレンジしてますか？

(通信員 倉持 良信)

隔月・奇数月発行

発行所 〒310-0852 水戸市笠原町978番25  
(茨城県開発公社ビル5階)

## 茨城県行政書士会

TEL (029) 305-3731・305-3730  
IP Phone 050-7524-1489  
FAX (029) 305-3732

発行者 会 長 國 井 豊  
編 集 部 長 竹 内 崇  
副 部 長 田 向 敏 雄

印刷所 (株)高野高速印刷

## ▶ お知らせ ◀

当会が結城市の元会員Aに対し、未払会費の支払請求を提訴した事件で、平成22年3月25日、水戸簡易裁判所より判決の言渡がありました。

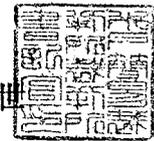
なお、本件訴訟手続きに際し、県南支部の茅場支部長にご尽力いただきました。この場をお借りして御礼申し上げます。

これは正本である。

平成22年3月25日

水戸簡易裁判所

裁判所書記官 山田 耕世



平成22年3月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 山田 耕世  
 平成21年(ハ)第1792号 会費請求事件  
 口頭弁論終結日 平成22年3月11日

### 判 決

茨城県水戸市笠原町978番25財団法人茨城県開発公社ビル5階

原 告 茨 城 県 行 政 書 士 会

代 表 者 会 長 國 井 豊

茨城県結城市

被 告

### 主 文

- 1 被告は、原告に対し、6万5000円及びこれに対する平成21年12月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

